

大正十三年九月五日(大正十三年一月二十二日) 第三種郵便物認可

純向上新聞號外

大阪第一丁
北區東四丁目
野田番四三
印刷行發
一信木八
社聞新上向純

純向上會の團體交渉權確認

は日本労働運動史上特書大筆すべき一大成功である

從來日本の労働組合は團體交渉權を得んが爲めに莫大なる犠牲を擲ひ、時に流血の慘事を敢てしてまで奮闘を続けたものであるが、毎時ながら頹迷なる資本家によって退却せられ、未だ此權利を完全に獲得した組合は一もなかつたのである。

覺書

川北電気製作所は、労働組合純向上會が其標榜せる産業立憲制の主義主張を持続する限り之を是認し其組合の團體交渉權を認め爾後一切の交渉に應ずる事

合側、會社側、各同数の委員を以て委員會を組織し審議すること、
一、川北電気製作所は純向上會員にあらざれば採用せざること
一、川北電気製作所に於て職工解備の場合には純向上會と協議すること

然るに夫種労働組合が重要視する其團體交渉權を、我純向上會は何等の犠牲を拂はず、幹部の熱心なる努力に依つて平和裡に獲得した、即ち純向上會は川北第一支部及川北第二支部の創立に依り、川北電気製作所に對し、多年標榜される産業立憲制に基き、團體交渉權確認に就て交渉中の處今川北電気製作所社長川北榮夫氏と純向上會長八木信一氏との間に左の覺書が交換せられ決定したのである是實に我日本に於ける團體交渉權確認の嚆矢にして、純向上會の一大收穫である、と同時に時代運轉の封建思想と、利己的な資本家を獨裁主義とが、正に我産業界革新の爲に他に卒先して斃を示すべく、純向上會の團體交渉權を確認するの態度に出でたる川北電気製作所の、先見と、果斷に對

右の覺書に對する細則は勞資双方の委員間に於て合議起草中であるが、覺書の趣旨に依り、當然、
一、純向上會の代表者は労働條件の維持改善に關し交渉委員と折衝すると共に、重要事項に關しては、組

等が制定せられる事になつて居る、此協定に依つて、川北電気が従前諸君は、完全に其人格が尊重され、確實に其地位が向上した事になるのである
純派は大正八年以降終始一貫其生命とせる産業立憲制を標榜し來り、大正十年日本労働運動が最も過激化し、穩健派としては殆んど孤立無援、他の嘲笑的となりし時、斷じて其主張を曲げず勇敢忠實に其主張を守つて來たのであるが、其穩健主義一歩々々地歩を堅めて行く運動は遂に成功して急進派を出し抜き見事に團體交渉權を獲得するに至つたのである。要するに歩みの鈍いと駭された輩さんは遂に已むたつぶりの鬼を追い抜いてしまつたのである。